

議案第 58 号

市川市環境保全条例の一部改正について

市川市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 16 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市環境保全条例の一部を改正する条例

市川市環境保全条例（平成 10 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 44 条の見出し中「油流出防止」を「油排出防止」に改め、同条中「貯油施設をいう。）」の次に「若しくは車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。）を専ら洗浄するための施設」を加える。

第 84 条を次のように改める。

（定義）

第 84 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、悪臭を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定工場等 悪臭を発生する工場等であって規則で定める事業の用に供するものをいう。

第 85 条第 2 項第 2 号中「特定施設を設置する工場等（以下この節において「特定工場等」という。）」を「特定工場等」に改める。

第 8 9 条中「又は第 2 号」を削り、「、住民」を「住民」に改める。

第 9 2 条中「及び当該特定工場等に係る同項第 2 号に掲げる規制基準」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 特定工場等を設置する者は、当該特定工場等に係る第 8 5 条第 2 項第 2 号に掲げる規制基準を遵守しなければならない。

第 9 3 条第 2 項中「、住民」を「住民」に改め、「において特定施設」及び「改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は当該特定工場等に設置されている施設（特定施設を除く。）の悪臭の防止の方法を」を削る。

第 1 0 9 条中「第 8 4 条」を「第 8 4 条第 1 号」に、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、「飲食店営業を行う者」の次に「、特定工場等（第 8 4 条第 2 号に規定する特定工場等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を設置する者」を、「、飲食店営業等」の次に「、特定工場等」を加える。

第 1 1 0 条第 1 項中「事業場」の次に「、特定工場等」を、「機器」の次に「、悪臭を発生する施設」を加える。

附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項中「第 8 4 条」を「第 8 4 条第 1 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 9 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の際現に改正後の第 8 4 条第 2 号に規定する特定工場等（同条第 1 号に規定する特定施設を設置するものを除く。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、平成 2 2 年 6 月 3 0 日までは、適用しない。

理 由

生活環境の保全を図るため、油流出防止に係る措置を講じなければならない事業者の範囲を拡大するとともに、悪臭を発生する工場等であって特定の事業の用に供するものを新たに敷地の境界線における悪臭の規制の対象とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。